

# 食品安全情報（化学物質） No. 7/ 2013（2013. 04. 03）

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

## <注目記事>

### 【EU】 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

警報通知（Alert Notifications）として、ハンガリー産、ルーマニア産、ブルガリア産、イタリア産及びウクライナ産の食用又は飼料用トウモロコシ、並びにドイツ産乳牛用配合飼料について、アフラトキシン超過が報告されている。

\*ポイント： 食品安全情報の前号で紹介した、ドイツでの生乳中のアフラトキシン（AF） $M_1$ 超過とも関連しています。ドイツの事例で生乳中の  $AFM_1$  が超過した原因は、飼料に使用されたセルビア産トウモロコシの汚染が疑われているようです。一方、RASFF には、バルカン半島を含む欧州南部産のトウモロコシの AF 汚染に関する報告が増加しています。そのため、これまではほとんど経験したことがなかった欧州域内での AF 汚染の発生への対策が、今後問題になっていきそうです。

\*参考：食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2013（2013. 03. 19）

【BfR】 生乳にアフラトキシン濃度の増加が検出された

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201306c.pdf>

### 【EFSA】 EFSA は欧州委員会が内分泌攪乱物質の科学的基準を定義することを支援する

欧州食品安全機関（EFSA）は、欧州委員会からの要請により、内分泌攪乱物質を同定するための基準を明確にする意見を作成した。EFSA は、ある物質が内分泌系と相互作用または干渉した結果として、有害影響をもたらすとの妥当な因果関係の根拠がある場合に「内分泌攪乱物質」と同定することができるとしている。そのため、内分泌活性のある物質が全ての内分泌攪乱物質ではないことを強調している。

\*ポイント： 「内分泌攪乱物質」の定義は従来の考え方と変わりません。ですから、内分泌活性があるからといって、その物質が内分泌攪乱物質であるとは言えないということです。この分野では、「内分泌攪乱物質」であるかどうかを同定することが最も難しいことなのですが、それについては、根拠となる有害影響を見極める判断基準（科学的定義）は内分泌攪乱物質に限らず一般的に存在しないため、結局、判断はケースバイケースでなされる必要があると指摘しています。内分泌攪乱物質の評価方法については、ドイツ連邦リスクアセスメント研究所（BfR）と英国化学物質規制委員会（CRD）も検討しています。

### 【CPSC】 CPSC 及び ACCC は液体洗剤パックの中毒の危険性に警告

米国消費者製品安全委員会（CPSC）及びオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、液体洗剤パック（小型プラスチックパックに着色液体洗剤が充填されたもの）による子どもの事故が多数報告されていることを受けて、保護者に対し緊急に注意を喚起した。

\*ポイント： 家庭用品の分野ですが、日本でも小型の洗剤パックを見かけるようになったこと、経口暴露による事故のため取り上げました。今回に限らず、海外では同類製品による子どもの事故が時々報告されているので、留意しておく必要があります。

## 目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

### [【EC】](#)

1. ウマ肉
2. FVO 査察報告書：ハンガリー
3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

### [【EFSA】](#)

1. EFSA は欧州委員会が内分泌攪乱物質の科学的基準を定義することを支援する
2. 機械的に分離した肉：EFSA は公衆衛生上のリスクと検出法について助言
3. 遺伝子組換え生物関連
4. 動物飼料添加物関連
5. 新しいデータ要請で食品添加物再評価は加速
6. ビスフェノール A：EFSA は意見案についてパブリックコメントを募集

### [【FSA】](#)

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について
2. 新規食品サプリメントに意見募集
3. FSA は新しいアレルギープロジェクトを歓迎
4. FSA は Food and You 2012 調査の結果を発表

### [【BfR】](#)

1. 内分泌攪乱物質の同定と評価のための統一された科学的判断基準を求める
2. 欧州迅速警報システム RAPEX の化学リスク評価ガイドラインの提案
3. 狩猟における無鉛銃弾と狩猟肉の鉛・銅・亜鉛汚染についての BMELV – BfR シンポジウムのプレゼン概要

### [【RIVM】](#)

1. オランダの環境放射能：2010 年の結果

### [【ANSES】](#)

1. ANSES は母乳及び母乳代用品以外の乳児用飲料の使用によるリスクを重視

### [【FSAI】](#)

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について

### [【FDA】](#)

1. 公示
2. 警告文書（2013 年 3 月 19 日、26 日公表分）
3. 遺伝子組換え植物由来食品についての Q & A

### [【EPA】](#)

1. 中毒予防週間に農薬及び化学物質の安全性を確保/毎年農薬や殺菌剤に関係する 145,000 以上の報告が中毒センターに寄せられる
2. EPA は 2013 年のリスク評価対象化学物質を発表、広く使用されている難燃剤に重点を置く
3. EPA は新規発電所の水銀及び大気中汚染物質基準を更新

### [【CPSC】](#)

1. CPSC 及び ACCC は液体洗剤パックの中毒の危険性に警告

### [【US GAO】](#)

1. ダイエタリーサプリメント：FDA は製品の監視のために健康問題報告の利用を拡大できる

### [【FSANZ】](#)

1. ファクトシート：オーストラリアの食品の安全性は誰の責任か？
2. 食品基準通知

### [【APVMA】](#)

1. オーストラリアにおけるネオニコチノイド及びミツバチの健康

### [【TGA】](#)

1. 安全性警告 Paiyouji ナチュラル痩身カプセル

### [【香港政府ニュース】](#)

1. 違法医薬品に警告
2. 痩身用製品を購入しないよう強く要請
3. 食品に警告

#### 4. 2 食品が安全性検査に不合格

##### 【KFDA】

1. 食べ物の安全管理で食品の安全大国の具現 2013 年大統領業務報告
2. 日本の原産関連への食品医薬品安全庁の対応と管理の動向 [45]
3. 食品医薬品安全庁、黄砂対策分野の安全管理情報の提供！
4. 食品医薬品安全庁、「汁のない日」 宣布！

##### 【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・(ProMED-mail) アフラトキシン、トウモロコシ、ミルク EU
- ・(ProMED-mail) 麦角、大麦 ニュージーランド（北島）

---

#### ●欧州委員会（EC : Food Safety: from the Farm to the Fork）

[http://ec.europa.eu/food/food/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm)

##### 1. ウマ肉

Horsemeat

[http://ec.europa.eu/food/food/horsemeat/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/horsemeat/index_en.htm)

EC は、ウマ肉スキャンダルに関する Q&A 及びこれまでの発表事項を含む関連情報をまとめた新規サイトを公開した。

ウマ肉スキャンダルが、ここ数週間報道されている。欧州の食品加工産業は、消費者の信頼の危機に瀕している。欧州委員会は各国当局および欧州警察と協力して、なぜ 100% 牛肉と表示されている食品にウマ肉が検出されたのかについて調査している。

##### 2. FVO 査察報告書

ハンガリー 農薬

HU Hungary - Pesticides

[http://ec.europa.eu/food/fvo/rep\\_details\\_en.cfm?rep\\_inspection\\_ref=2012-6287](http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2012-6287)

2012 年 6 月 4～8 日、ハンガリーにおける農薬の管理状況の評価及び 2008 年査察のフォローアップを目的とする FVO 査察を実施した。前回の指摘事項 3 つのうち 2 つが十分に対策されていない、また公的検査機関 1 つが認証されていないなどが指摘された。

##### 3. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

[http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff\\_portal\\_database\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm)

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2013 年第 12 週～第 13 週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

\* 基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

\*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

#### 警報通知 (Alert Notifications)

ハンガリー産飼料用トウモロコシのアフラトキシン ( $B_1$ 注=117.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、 $B_1$ =102.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$ ) (注：117.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  については Total の間違いと思われる)、インド産落花生のアフラトキシン ( $B_1$ =7.4  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、Tot.=7.8  $\mu\text{g}/\text{kg}$  ;  $B_1$ =23.1  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、Tot.=25.2  $\mu\text{g}/\text{kg}$  ;  $B_1$ =14.0  $\mu\text{g}/\text{kg}$ 、Tot.=14.8  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、スペイン産燻製マカジキの水銀 (2.0  $\text{mg}/\text{kg}$ )、ルーマニア及びブルガリア産飼料用トウモロコシのアフラトキシン (20.1<-->46.8  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、アルバニア産群生ニンジン<sup>①</sup>のディルドリン (0.12  $\text{mg}/\text{kg}$ )、スペイン産冷凍サメステーキの水銀 (3.33  $\text{mg}/\text{kg}$ )、イタリア産食用トウモロコシのアフラトキシン ( $B_1$ =30.23  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、クロアチア産ブリの水銀 (2.69  $\text{mg}/\text{kg}$ )、ウクライナ産トウモロコシのアフラトキシン ( $B_1$ =32.1  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、オランダ産原料ポルトガル及びスペイン産冷凍牛肉バーガーとミートボールのフェニルブタゾン (11、2  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、イタリア産オーガニック麻油の多環芳香族炭化水素 (ベンゾ(a)ピレン・ベンゾ(a)アントラセン・ベンゾ(b)フルオランテン・クリセンの合計：13.7  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、ドイツ産小麦のデオキシニバレノール (1374、1478  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、ドイツ産乳牛用配合飼料のアフラトキシン ( $B_1$ =5.91、10.03  $\mu\text{g}/\text{kg}$ )、スペイン産マカジキの水銀 (1.9  $\text{mg}/\text{kg}$ )、中国産陶器カップからのカドミウムの溶出 (0.262~0.352  $\text{mg}/\text{個}$ )、イタリア産ムール貝のエソトキシン (2.05  $\text{mg}/\text{kg}$ ) など。

#### 注意喚起情報 (information for attention)

米国産豆のアセフェート (0.053  $\text{mg}/\text{kg}$ )、チュニジア産チルドサーディンのヒスタミン (342、260、360、322、230、477、495、370、265  $\text{mg}/\text{kg}$ )、ポルトガル産イチゴのアクリナトリン (0.8  $\text{mg}/\text{kg}$ )、中国産ハニーポメロのトリアゾホス (0.035  $\text{mg}/\text{kg}$ )、スペイン産オークリーフレタスのトリアジメノール (1.5  $\text{mg}/\text{kg}$ )、スリランカ産ビンロウジの未承認販売、ルーマニア産田舎風サラミのウマ DNA (100%)、ブルガリア産各種サラミやソーセージの DNA (0.4~10%)、カンボジア産唐辛子のプロフェノホス (0.662  $\text{mg}/\text{kg}$ )、米国産ブラックアイビーンズのメタミドホス (0.025  $\text{mg}/\text{kg}$ )・アセフェート (0.17  $\text{mg}/\text{kg}$ )、マレーシア産ナスのオメトエート (0.23、0.2  $\text{mg}/\text{kg}$ )、米国産ブラックアイビーンズのアセフェート (0.058  $\text{mg}/\text{kg}$ )、ギリシャ産キュウリのメタミドホス (0.099  $\text{mg}/\text{kg}$ )、ブルガリア産茹でて切った肉製品のウマ DNA (5%)、インド産食品サプリメントの鉛 (11.56  $\text{mg}/\text{kg}$ ) など。

#### フォローアップ用情報 (information for follow-up)

イタリア産肉詰めラビオリのウマ DNA (>1%)、中国産原料イタリア産粗挽き胡椒の照射非表示、中国産冷凍調理済みザリガニの未承認照射、中国産メラミン皿からのホルムアルデヒドの溶出 (7.2~24  $\text{mg}/\text{kg}$ )、ハンガリー産角切り牛肉のウマ DNA (100%)、英国産アサイーベリーのアマランス、ポーランド産牛肉ルラードのウマ DNA (>1%)、ルーマニア産チルドサラミのウマ DNA (>50%)、ルーマニア産冷凍牛肉のウマ DNA (>10%)、フ

フランス産コンビーフのウマ DNA (>50%)、スペイン産真空パックマグロ切り身の一酸化炭素処理 (800 µg/kg)、スペイン産チルドマグロ切り身の一酸化炭素処理 (800 µg/kg)、フランス産缶詰牛肉のウマ DNA (>10%)、ラトビア産煮込み牛肉のウマ DNA (100%)、ラトビア産チルドサラミのウマ DNA (95.8%)、ポーランド産冷凍ローストビーフのウマ DNA (100%)、フランス産冷凍牛肉ボールのウマ DNA (>1%) など。

#### 通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産オープンの焼き網からのニッケルの溶出 (0.6 mg/kg)、米国産食品サプリメントのメラトニン、中国産フライヤーからのニッケルの溶出 (9.1 mg/kg)、ケニア産エンドウのジメトエート (0.08 mg/kg)、中国産フキタンポポを含む食品サプリメントの未承認販売、インド産インドセンダン (ニーム) を含む食品サプリメントの未承認販売、ナイジェリア産 olo マメのジクロロボス (0.07mg/kg)、エジプト産チルド唐辛子のオキサミル (0.09 mg/kg)、ガンビア産燻製冷凍 sardinella のベンゾ(a)ピレン (19.7 µg/kg) ・クリセン(85 µg/kg)、インドネシア産冷凍スギ (魚) のヒスタミン (346 mg/kg)、香港産スチールロースターからのニッケルの溶出 (0.3 mg/kg)、中国産乾燥ジャガイモ麺のアルミニウム (34.2 mg/kg)、中国産ライスヌードルの未承認遺伝子組換え(Cra1Ab/Ac-sybr, tNOS-sybr)、中国産ステンレススチール多機能ポケットナイフからのクロムの溶出 (0.4 mg/kg)、トーゴ産綿実の遊離ゴシポール (7687 +/- 646 mg/kg)、トルコ産ピスタチオのアフラトキシン (B<sub>1</sub>=32.3 µg/kg、Tot.=34.8 µg/kg; B<sub>1</sub>=83.79 µg/kg、Tot.=108.5 µg/kg)、中国産多機能シャベルからの総溶出量 (53.2 mg/dm<sup>2</sup>)、中国産ピーナッツのアフラトキシン (B<sub>1</sub>=6.8 µg/kg、Tot.=32 µg/kg) など。

---

#### ● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa\\_locale-1178620753812\\_home.htm](http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm)

##### 1. EFSA は欧州委員会が内分泌攪乱物質の科学的基準を定義することを支援する

EFSA supports European Commission in defining scientific criteria for endocrine disruptors

20 March 2013

[http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130320.htm?utm\\_source=homepage&utm\\_medium=infocus&utm\\_campaign=easopinion](http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130320.htm?utm_source=homepage&utm_medium=infocus&utm_campaign=easopinion)

内分泌活性物質は、正常なホルモン作用と相互作用あるいは干渉する化合物で、それが有害影響につながる場合に内分泌攪乱物質と呼ばれる。2012年の欧州委員会からの要請により、EFSAの科学委員会は内分泌攪乱物質を同定するための基準を明確にする意見を作成した。EFSAは内分泌攪乱物質についてのWHOの定義を支持し、全ての内分泌活性のある物質が内分泌攪乱物質ではないことを強調する。それはある物質が内分泌系と相互作用

または干渉した結果、有害影響をもたらすという妥当な根拠があるかどうかによる。

EFSA の専門家は入手可能なあるいはまもなく入手可能になる国際的に合意された試験方法が、内分泌攪乱に対し感受性のあることが確認されている 4 つの重要なほ乳類及び魚類の重要な内分泌系への化学物質の干渉を同定できると結論した。EFSA の意見では、試験法や試験戦略についてのさらなる対応を助言している。EFSA は、内分泌活性物質の有害影響の可能性と暴露の可能性を同時に考慮したリスク評価アプローチが、これらの使用を規制するための入手可能な情報の最良の使用法であると結論した。EFSA の科学的助言は、フードチェーンに存在する内分泌攪乱物質によるリスクから、消費者と環境を守るための EU のリスク管理者の意志決定に役立つだろう。

EFSA の科学戦略と協力部門長である Hubert Deluyker は次のように述べた：「EFSA は、各国や欧州、国際機関が内分泌活性のある物質の健康影響について最先端の科学的レビューを行っていることを知っている。EFSA の意見はそれらを補完するものである。EFSA は、科学的基準を用いて、どれが内分泌攪乱なのかを定義するためのリスク管理に役立つ現在入手可能な試験法をレビューした。我々の意見では、これらの化合物を系統的に透明性を保って調べるための検査戦略の開発が必要であることも強調している。」

EFSA の試験法レビューについては、科学委員会の座長である Tony Hardy 教授が「これは、我々の仕事の重要な部分で、この分野の国際的議論と EU に貢献する。我々は、現行の試験法は一般的にはほ乳類と魚、そして程度は低い鳥や両生類に対して概ね妥当であり、4 つの主要な内分泌経路をカバーしていると結論した。しかしながら内分泌攪乱物質かどうかを決めることのできる単一の試験法は無く、いくつかの試験を行って専門家が根拠の重要性についての重み付けを行って総合的に評価する必要がある。」

EFSA の意見ではさらに内分泌攪乱に限ったことではないが化学物質の試験に関連するいくつかの問題を簡単に議論している。「感受性の高い時期（受胎、妊娠、乳児期、子ども時代、思春期のような発達における重要な時期）」、現在議論中の低用量影響や複合暴露などである。EFSA はこの意見のフォローアップとしてこれらの多様な課題がリスク評価にどう影響するのかについてのさらなる検討を薦めている。

- 内分泌攪乱物質のハザード評価に関する科学的意見：内分泌攪乱物質の同定のための科学的基準とこれらの物質によるヒト健康や環境影響を評価するための既存の試験法の妥当性

Scientific Opinion on the hazard assessment of endocrine disruptors: Scientific criteria for identification of endocrine disruptors and appropriateness of existing test methods for assessing effects mediated by these substances on human health and the environment

EFSA Journal 2013;11(3):3132 [84 pp.] 20 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3132.htm>

内分泌攪乱物質（ED）は次の 3 つの基準で定義される：i) 無傷の生体または（亜）集団

に有害影響がある、ii) 内分泌活性がある、iii) この 2 つの間に妥当な因果関係がある。有害影響についての科学的定義は一般的に存在しないため、内分泌攪乱に限定した特別な定義はできない。それ故に、ケースバイケースで専門家による判断が必要となる。エストロゲン様、アンドロゲン様、甲状腺ホルモン及びステロイド様活性を評価する標準試験法は存在する、あるいはまもなく利用できる。

● **Q & A : 内分泌活性のある物質についての EFSA の作業についての FAQ**

FAQs on EFSA's work on Endocrine Active Substances

<http://www.efsa.europa.eu/en/faqs/fageas.htm>

(一部抜粋)

1. 内分泌系とは何か？何故健康に重要なのか？

2. 内分泌活性物質とは何か？内分泌攪乱物質と同じか？

→ 内分泌系に作用する物質を内分泌活性物質と呼び、そのうち有害影響があるものを内分泌攪乱物質と呼ぶ。

3. 何故内分泌攪乱物質が心配されているのか？

→ ヒトの内分泌系疾患の増加傾向などが観察されているが、内分泌攪乱物質が関与するかどうかはわかっていない。

4. 感受性の高い時期とは何か？

5. 内分泌活性のある物質は食品やその他の製品中に存在するのか？

→ 我々は天然物も含めて多様な内分泌活性物質に暴露されている。例えばイソフラボンやグリチルリチンである。

6. 内分泌かく乱物質と内分泌活性物質について EFSA は何を求められたのか？

→ 欧州委員会が求めたのは主に 3 つで、内分泌攪乱物質を同定するための科学的定義、有害影響と正常の機能を区別する定義、適切な毒性試験があるかどうかである。

7. どうして今この評価を求められたのか？

→ EU の内分泌攪乱物質についての戦略の一環である。

8. EFSA の意見はこれらの物質についての議論に何を付け加えたか？

→ 試験法をレビューした。

9. どうやって科学者は「内分泌かく乱影響」を同定できるのか？

→ 専門家によるケースバイケースの判断による。

10. 現在の試験法はこれについて適切なデータを提供するか？

→ 単一の試験では適切な情報を提供できないが、一連の試験で同定できる。

11. いわゆる「低用量影響」についてこの意見では EFSA はどう言っている？

→ 低用量影響があるかないかについても国際的コンセンサスはない。低用量影響と単相でない用量反応相関は異なる。

12. この意見は「化学物質混合物」問題に対応している？

→ 別の問題である。

13.消費者にとってこの助言は何を意味する？

→将来的には、消費者の保護レベルが上がることに寄与する。

14.この仕事はどう使われる？

15.EFSA は内分泌攪乱物質について禁止措置等を決めたのか？

→ EFSA は食品中の物質について禁止や認可を行わない。それはリスク管理者の仕事である。

16.EFSA はどのような組織でこの意見を作成したのか？

17. EFSA はどのように必要な専門家を同定したのか？

18.専門家の選定プロセスはどのようなものだったのか？

19.ワーキンググループの構成は？

20.EFSA は内分泌活性物質についての作業をどのように行っているか？

21. EFSA はどうやって科学的助言の独立性を確保しているか？

## 2. 機械的に分離した肉：EFSA は公衆衛生上のリスクと検出法について助言

Mechanically separated meat: EFSA advises on public health risks and detection methods

27 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130327a.htm>

家禽及びブタの機械的に分離した肉（MSM）の微生物学のおよび化学的ハザードは、非機械的に分離された肉（non-MSM：生鮮肉、挽肉又は肉調整品）と同等である。しかしながら、高圧製造工程で処理された場合には微生物の増殖リスクが増加する。さらに EFSA の BIOHAZ パネル（生物学的ハザードに関する科学パネル）は機械的に分離した肉の同定に役立つモデルを提示した。

「機械的に分離した肉」は、動物から主な肉を切り出した後に屠体に残った肉に由来する。これらの肉は、機械的に回収して他の食品に使用される。主に「高圧」と「低圧」の2種類の回収方法がある。しかしながら、高圧工程は微生物の増殖リスクを高くする。事実、高圧工程では筋繊維の分解が大きく栄養分が放出されるため、細菌の増殖にとって好ましいものとなる。化学物質によるハザードについては、CONTAM パネル（フードチェーンにおける汚染物質に関する科学パネル）が、特別な懸念はないと結論した。

### ● 家禽及びブタ由来の機械的に分離した肉（MSM）に関連する公衆衛生リスクに関する科学的意見

Scientific Opinion on the public health risks related to mechanically separated meat (MSM) derived from poultry and swine

EFSA Journal 2013;11(3):3137 [78 pp.] 27 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3137.htm>

EU では現在ブタ及び家禽の機械的に分離した肉の製造は認められているが、ウシ、ヒツ

ジ、ヤギでは認められていない。機械的に分離した肉はその旨表示が必要であり、製品の肉含量にいれてはならない。

### 3. 遺伝子組換え生物関連

- **Pioneer Hi-Bred International と Dow AgroSciences LLC** による遺伝子組換えトウモロコシ 59122 の食品及び飼料としての使用、輸入、加工、栽培申請 (EFSA-GMO-NL-2005-23)に関する科学的意見

Scientific Opinion on an application from Pioneer Hi-Bred International and Dow AgroSciences LLC (EFSA-GMO-NL-2005-23) for placing on the market of genetically modified maize 59122 for food and feed uses, import, processing and cultivation under Regulation (EC) No 1829/2003

EFSA Journal 2013;11(3):3135 [103 pp.] 26 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3135.htm>

遺伝子組換えトウモロコシ 59122 について入手できる情報は、加盟国から提示されたコメントに答えるものであり、ヒトや環境への影響に置いて在来品種と同様である。

### 4. 動物飼料添加物関連

- 全ての動物種用の飼料添加物としてのヨウ素化合物(E2) : **Doxal Italia S.p.A** の申請書に基づく無水ヨウ化カルシウム (コートされた顆粒状製剤) の安全性と有効性に関する科学的意見

Scientific Opinion on the safety and efficacy of Iodine compounds (E2) as feed additives for all species: calcium iodate anhydrous (coated granulated preparation), based on a dossier submitted by Doxal Italia S.p.A.

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/3178.htm>

最終飼料中の最大ヨウ素含量を、動物種ごとに引き下げることが推奨される。

### 5. 新しいデータ要請で食品添加物再評価は加速

Food additive re-evaluations given fresh impetus with new call for data

27 March 2013

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130327.htm>

EFSA は、食品添加物再評価の最終化のために新しいデータ募集を開始した。51 の食品添加物について、事業者に対しては製品中の使用量データを、公的機関、研究機関及び事業者に対しては検出データを募集する。

\* Call for food additives usage level and/or concentration data in food and beverages intended for human consumption (Deadline: 31 July 2013)

<http://www.efsa.europa.eu/en/data/call/130327.htm>

(Table1 にデータ募集の食品添加物リストを掲載)

## 6. ビスフェノール A : EFSA は意見案についてパブリックコメントを募集

Bisphenol A: EFSA will publicly consult on its draft opinion

26 March 2013

[http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130326.htm?utm\\_source=newsletter&utm\\_medium=email&utm\\_content=feature&utm\\_campaign=20130327](http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/130326.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=feature&utm_campaign=20130327)

EFSA は、透明性及び公開性を継続させるため、7 月にビスフェノール A の公衆衛生上のリスクに関する科学的意見案にパブリックコメントを募集する。最終的採択期限を 2013 年 11 月に延期することで、各国及び欧州規模で現在行われている BPA についての科学的評価も検討することができる。

---

● 英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

### 1. 牛肉製品へのウマ肉混入について

● 肉処理工場の一時停止解除

Cutting plant suspension lifted

18 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/farmbox-update>

FSA は、肉の誤表示調査の一環として、2 月 12 日に一時操業停止とされていた Aberystwyth の肉処理工場に対し、4 月 5 日まで条件付き操業を認めた。その後、完全操業を認めるかを判断する予定である。

● ハンガリー産ウマ肉が牛肉と表示されていた

Hungarian horse meat labelled as beef

22 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/hungary>

FSA は、Lancashire 郡評議会から、ハンガリーから輸入したウマ肉 100 kg が牛肉と表示されていたことを発見したとの情報を受け取った。

この肉はプレストンにある Hungarian Food Ltd 社が輸入したもので、40 kg はプレストンの自社販売店及びリバプールにある Taste of Hungary という販売店で販売された。残りの肉は回収された。この肉は 1 kg の袋で「角切り牛肉」と表示されて販売された。

FSA は、欧州委員会及びハンガリー当局に通知し、地元当局は調査中で、その肉のフェニルブタゾンも調べられる予定である。

● FSA による牛肉製品の全国調査の結果更新

## Updated results of FSA UK-wide survey of beef products

26 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/survey>

FSA による牛肉製品の全国調査の最初の 2 段階の結果が確認された。362 検体中 352 検体からウマ及びブタの DNA は検出されなかった。

残り 10 検体のうち 3 検体については、3 月 8 日の発表と同様に 1%以上のブタ DNA を含むことが確認された。さらに 2 検体は、1%以上のウマ DNA を含んでいた。5 検体については別の検査で確認中であり（ウマ DNA 検査 3、ブタ DNA 検査 2）、1%以上の汚染が確認され次第ウェブサイトでは報告する。

\*参考：【FSA】牛肉製品へのウマ肉混入について

食品安全情報（化学物質）No. 6/ 2013（2013. 03. 19）

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201306c.pdf>

食品安全情報（化学物質）No. 5/ 2013（2013. 03. 06）

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2013/foodinfo201305c.pdf>

## 2. 新規食品サプリメントに意見募集

Views wanted on a novel food supplement

18 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/novel-food-supplement>

日本の企業が酪酸菌 *Clostridium butyricum* の一系統をサプリメント用の新規食品成分として市販することを申請した。ACNFP の意見案についてパブリックコメントを募集する。

Miyarisan Pharmaceutical Co が、CBM 588 系統をプロバイオティック食品サプリメントとして販売する計画である。今回は安全性評価で、プロバイオティック機能については健康強調表示として別途評価されなければならない。意見募集は 3 月 28 日まで受け付ける。

## 3. FSA は新しいアレルギープロジェクトを歓迎

Agency welcomes new allergy project

25 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/newallergyproject>

FSA は、欧州委員会の資金提供によりマンチェスター大学が主導し、世界中の専門家が参加する「食物アレルギーとアレルギーリスク管理の統合的アプローチ (iFAAM)」プロジェクトの開始を歓迎する。本プロジェクトは 3 年計画で、食品製造を含む企業に対し、アレルギー管理のための標準アプローチの提供が期待されている。また、食物アレルギーの進行を予防するための新しい助言を提供するためのツールも開発する予定である。

## 4. FSA は Food and You 2012 調査の結果を発表

FSA publishes Food and You 2012 survey results

26 March 2013

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2013/mar/foodandyou2>

英国全国で 3,000 人以上に面接形式で調査した結果、以下のことが確認された。

- ✓ 75 才以上の高齢者は、35～44 才の集団に比べて FSA のガイドラインに従っていない食品安全上の行為をする率が 2 倍であった。
- ✓ 男性の方が女性より 1.5 倍 FSA のガイドラインに従っていない食品安全上の行為をしていた。
- ✓ 回答者の多くは、家庭で FSA のガイドラインに従った食品安全対策を行っている。特に守っているのは洗浄と調理であり、冷却はあまり守られていない。
- ✓ 2010 年の調査に比べると勧告に従っている率が増加した。
- ✓ 3/4 の回答者は食中毒を懸念し、2/3 の回答者は外食の場所の決定には清潔さと衛生状態を考慮すると答えた。

\* 報告書 : Exploring food attitudes and behaviours: findings from the Food and You survey 2012

[http://www.foodbase.org.uk/results.php?f\\_report\\_id=805](http://www.foodbase.org.uk/results.php?f_report_id=805)

---

● ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

## 1. 内分泌攪乱物質の同定と評価のための統一された科学的判断基準を求める

Appeal for harmonized scientific criteria for identification and assessment of endocrine disruptors

21.03.2013

[http://www.bfr.bund.de/en/press\\_information/2013/08/appeal\\_for\\_harmonized\\_scientific\\_criteria\\_for\\_identification\\_and\\_assessment\\_of\\_endocrine\\_disruptors-133131.html](http://www.bfr.bund.de/en/press_information/2013/08/appeal_for_harmonized_scientific_criteria_for_identification_and_assessment_of_endocrine_disruptors-133131.html)

— BfR 及び英国化学物質規制委員会 (CRD) は、内分泌攪乱物質のヒト健康リスク評価のための概念を提案 —

内分泌活性物質 (endocrine active substances) は、生体のホルモン系に影響する物質のことを示す。この相互作用が健康障害のような有害影響をもたらす場合に、内分泌攪乱物質 (endocrine disruptors) と呼ばれる。EU では、異なる法的範囲で、内分泌攪乱物質に対する特別な規制が成立している。しかしながら、そのような物質を同定・性質決定するための科学的根拠が定義されていない。そのため、欧州委員会は、物質の内分泌攪乱性を決定するための具体的かつ透明な基準を提示するよう立法者から求められている。現時点では異なるアプローチが議論されている。BfR は、ある物質の内分泌攪乱性を評価する際には、「1つの物質につき1つの評価」の基本原則が適用されるべきだという意見である。

ある物質が異なる法律の適用範囲で使用されている場合に、評価は同一であるべきで、その物質の本質的な性質のみを基準にして行われるべきである。同じ物質なのにバイオサイド、農薬、化学物質などの法律分野で異なる毒性学的規制値が使用されるような状況は許容できない。BfR は、2011 年に既に CRD と協力して内分泌攪乱物質のヒト健康影響について構造化された段階的評価概念を開発している。

最初のステップはハザードの同定であり、WHO による定義に基づく。ホルモン系に影響する外来物質で、ホルモンへの影響により無傷の生体に有害影響をもたらすものかどうかの評価される。次の段階はハザードの性質決定であり、この段階では影響の特異性、重症度、可逆性、一貫性、そして強さが検討される。3 番目に、規制上の決定が下される。

## 2. 欧州迅速警報システム RAPEX の化学リスク評価ガイドラインの提案

Proposals for the guideline on the assessment of chemical risks in the European rapid alert system RAPEX

25.03.2013

<http://www.bfr.bund.de/cm/349/proposals-for-the-guideline-on-the-assessment-of-chemical-risks-in-the-european-rapid-alert-system-rapex.pdf>

RAPEX (Rapid Alert System for Non-Food Consumer Products) は、消費者に有害な製品についての迅速で効果的情報交換のために導入された。しかしながら、「重大なリスク」があるとの判断基準及び加盟国がどのような場合に通知する必要があるのかの判断基準が、必ずしも十分定義されていない。既存のガイドラインでは、火事及び爆発のような短期のリスクと、微生物及び化学物質による中～長期のリスクを区別していない。

BfR の視点からすると、RAPEX システムは消費者製品及び化粧品に含まれる化学物質による「重大な健康リスク」を適切にカバーしていないと言える。それ故に、BfR は、消費者製品の化学リスクを評価する方法を明確にした RAPEX 通知のためのガイドラインを採択することを薦める。

BfR は、消費者製品中の化学物質による健康リスクについて統一的な評価が重要であるとの意見である。BfR の見解では、健康リスク評価では以下の点を考慮すべきである：その物質のハザードとなりうる可能性、傷害の重症度、暴露評価。また作成したリスク評価は、全加盟国がアクセスできるデータベースとして公表すべきである。微生物学的リスクについてはこの提案書では扱っていない。

\* ドイツ語フルバージョン

<http://www.bfr.bund.de/cm/343/vorschlaege-zum-leitfaden-zur-bewertung-chemischer-rrisiken-im-europaeischen-schnellwarnsystem-rapex.pdf>

\* RAPEX - Latest notifications

[http://ec.europa.eu/consumers/dyna/rapex/rapex\\_archives\\_en.cfm#notice](http://ec.europa.eu/consumers/dyna/rapex/rapex_archives_en.cfm#notice)

## 3. 狩猟における無鉛銃弾と狩猟肉の鉛・銅・亜鉛汚染についての BMELV – BfR シンポ

## ジウムのプレゼン概要

Overview of the presentations at the BMELV - BfR Symposium "Alle(s) Wild?"

18 March 2013

[http://www.bfr.bund.de/en/overview\\_of\\_the\\_presentations\\_at\\_the\\_bmelv\\_bfr\\_symposium\\_alle\\_s\\_wild\\_on\\_18\\_march\\_2013-133156.html](http://www.bfr.bund.de/en/overview_of_the_presentations_at_the_bmelv_bfr_symposium_alle_s_wild_on_18_march_2013-133156.html)

19 March 2013

[http://www.bfr.bund.de/en/overview\\_of\\_the\\_presentations\\_at\\_the\\_bmelv\\_bfr\\_symposium\\_alle\\_s\\_wild\\_on\\_19\\_march\\_2013-133157.html](http://www.bfr.bund.de/en/overview_of_the_presentations_at_the_bmelv_bfr_symposium_alle_s_wild_on_19_march_2013-133157.html)

(大部分がドイツ語。スウェーデンの発表のみ英語)

ドイツ、スペイン、米国、ノルウェー及び EFSA などの研究によると、狩猟肉の摂取は血中鉛濃度の高さに関連することが示唆される。鉛には安全な量はなく、欧州の子ども及び妊婦の鉛暴露量は参照摂取量に近いあるいは超えている<sup>注)</sup>。子ども及び女性は、鉛の銃弾を使った傷の周辺の肉は摂取しない方が良い。

\*注：食品安全情報（化学物質）No. 15/ 2012（2012. 07. 25）

[http://fcsi.nihs.go.jp/ex/webdocs/ex-01/2012\\_/foodinfo201215c/foodinfo201215c.pdf](http://fcsi.nihs.go.jp/ex/webdocs/ex-01/2012_/foodinfo201215c/foodinfo201215c.pdf)

【EFSA】欧州人における食事由来の鉛暴露

EFSA は、小児の発達神経毒性について BMDL<sub>01</sub> を 0.50  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重であるとし、これに対して欧州人の生涯食事暴露量の平均は 1 日あたり 0.68  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重、幼児 1.32  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日などと推定した。

---

●オランダ RIVM（国立公衆衛生環境研究所：National Institute for Public Health and the Environment）

<http://www.rivm.nl/en/>

### 1. オランダの環境放射能：2010 年の結果

Environmental radioactivity in the Netherlands：Results in 2010

2013-03-25

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/610891003.html>

1957 年の Euratom 条約により、加盟国は毎年環境や食品の放射能を測定する義務がある。この測定は平時のバックグラウンド値を提供する。

大気及び環境中の測定結果は正常値であり、これまで測定されている範囲内であった。ポロニウム 210 が 1993 年以降最大であったが、2009 年と同程度であり、健康への脅威レベルではない。食品及び乳中の測定結果は、従前と同様に、EU 基準を下回っていた。地表水は Vierde Nota waterhuishouding（1998）が設定したターゲット値を超えていたが、健康への脅威レベルではない。

\* 報告書

<http://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/610891003.pdf>

食品の中では蜂蜜・野菜・狩猟肉が 137Cs が 3 桁ベクレル/kg を超える値を記録しているが、「全て EU 基準値を十分下回る」とされている。

---

● フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

### 1. ANSES は母乳及び母乳代用品以外の乳児用飲料の使用によるリスクを重視

ANSES emphasises the risks linked to feeding infants beverages other than breast milk and breast milk substitutes

14/03/2013

<http://www.anses.fr/en/content/anses-emphasises-risks-linked-feeding-infants-beverage-s-other-breast-milk-and-breast-milk>

ANSES は、母乳や母乳代用品以外の飲料（大豆、アーモンド、ライスベースの製品等）を部分的又は日常的に与えられた乳児における複数の重篤な症例を受けて、これらの製品による出生から 1 歳までの乳児栄養についてリスクを評価することにした。ANSES による専門的評価によると、母乳及び母乳代用品以外の飲料は、乳児に必要とされる特定栄養を完全には網羅していない。よって、ANSES は、これらの製品を 1 歳以下の乳児に対して日常的又は部分的に使用すべきではないと考えている。また、母乳は乳児にとって理想的であること、栄養的にも最適であり、乳児用調整乳及び類似製品（動物性又は植物性タンパクベース）のみが母乳の代用品として栄養の必要量を満たすことを強調する。

\* 参考 : ANSES の勧告のきっかけとなった症例報告

小児の栄養 : 植物飲料を用いたことによる重度欠乏と合併症、4 例の報告

Pediatric nutrition: Severe deficiency complications by using vegetable beverages, four cases report

Fourreau D et al.,

*Presse Med.* 2013 **42**(2):e37-43.

「植物由来のミルク」が乳児向けにまで宣伝されるようになった。そのために栄養欠乏になった乳児の症例を報告している。これらは、フードファディズムなどによる乳製品への忌避と、しばしば代替医療施術者の助言に従って、善意で、ただし間違った情報を信じる保護者によって引き起こされる。

・ 2 ヶ月間ライスマルクを与えられた生後 9 ヶ月児 : 低アルブミン血症、クワシオルコル症候群、重度敗血症

- ・ 2 ヶ月間ライスミルクを与えられた生後 14 ヶ月児：鉄及びビタミン B<sub>12</sub> 欠乏、貧血、高乳酸血症
- ・ 3 週間アーモンド飲料を与えられた生後 13 ヶ月児：ナトリウム及び塩素の欠乏による代謝性アルカローシス、低換気症
- ・ 1 か月半アーモンド、ナッツ、栗、大豆の飲料を与えられた生後 2.5 ヶ月児：誤嚥性肺炎による呼吸性アシドーシス、昏睡を伴う低ナトリウム血症及びてんかん性脳症

---

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. 牛肉製品へのウマ肉混入について

● FSAI は企業のウマ肉検査の最新結果を発表

FSAI Publishes Latest Results of Industry Tests for Horse Meat

Monday, 25 March 2013

[http://www.fsai.ie/news\\_centre/press\\_releases/industry\\_tests\\_horse\\_meat\\_25.03.13.htm](http://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/industry_tests_horse_meat_25.03.13.htm)

↓

FSAI は、企業による牛肉製品のウマ肉検査に関する結果の第二弾を発表した。

1,228 件の検査が行われ、そのうち 1,225 件は陰性、2 製品 3 検体が陽性であった。陽性検体は全てこれまで発表されたものであり、市場からは回収されている。

\*検査結果 : Results of Industry Tests for Horse Meat from 2nd to 25th March 2013

[http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Enforcement\\_and\\_Audit/Horse\\_Meat/Industry\\_Test\\_s\\_Horse\\_Meat\\_2.pdf](http://www.fsai.ie/uploadedFiles/Enforcement_and_Audit/Horse_Meat/Industry_Test_s_Horse_Meat_2.pdf)

---

●米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. 公示

● “Stiff Days”には非表示の医薬品成分が含まれる

Public Notification: “Stiff Days” Contains Hidden Drug Ingredient

3-21-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm344816.htm?source=govdelivery>

FDA の検査において、ウェブサイト及び小売店でオールナチュラル性機能増強用ハーブサプリメントとして宣伝・販売されている“Stiff Days”からシルデナフィルが検出されたた

め、消費者に対し当該製品を購入及び使用しないよう助言する。当該製品の写真は本ウェブサイト参照。

- **“Rock-It Man”には非表示の医薬品成分が含まれる**

Public Notification: “Rock-It Man” Contains Hidden Drug Ingredient

3-21-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm344806.htm?source=govdelivery>

FDA の検査において、ウェブサイト及び小売店でオールナチュラル性機能増強用サプリメントとして宣伝・販売されている“Rock-It Man”からヒドロキシチオホモシルデナフィルが検出されたため、消費者に対し当該製品を購入及び使用しないよう助言する。当該製品の写真は本ウェブサイト参照。

- **“Libido Sexual Enhancer”には非表示の医薬品成分が含まれる**

Public Notification: “Libido Sexual Enhancer” Contains Hidden Drug Ingredient

3-21-2013

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm344810.htm?source=govdelivery>

FDA の検査において、ウェブサイトにて性機能増強用として宣伝・販売されている“Libido Sexual Enhancer”からヒドロキシチオホモシルデナフィル、ヒドロキシホモシルデナフィル、シルデナフィル、タダラフィルが検出されたため、消費者に対し当該製品を購入及び使用しないよう助言する。当該製品の写真は本ウェブサイト参照。

## 2. 警告文書（2013年3月19日、26日公表分）

- Healthwest Minerals, Inc. dba Mt. Capra Products 2/28/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343346.htm>

ダイエタリーサプリメントの CGMP 違反。

- Oak Grove Farm 3/12/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343702.htm>

食用として販売された動物の残留動物用医薬品オキシテトラサイクリン。

- Machado Dairy Farms Dairy #2 3/7/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343697.htm>

乳牛の動物用医薬品フルニキシン、セフチオフルの適用外使用が違法である。

- Jerland Farm 3/6/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343376.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品フルニキシン、デスフロイルセフチオフル。

- Johann Dairy 3/6/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343679.htm>

食用として販売された動物の残留動物用医薬品ペニシリン、スルファメタジン。

- Robert A. Miller 2/25/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343973.htm>

乳牛の動物用医薬品ペニシリン G プロカインの適用外使用。

- Manchester Veal, LLC dba Calf Start 1/22/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343851.htm>

食用として販売された動物の残留動物用医薬品アンピシリン。

- U.S.A Far Ocean Group LLC/Health & Beauty Group Inc. 10/24/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm334727.htm>

ダイエタリーサプリメントの宣伝が違法医薬品に該当、シルデナフィル類似体の含有、CGMP 違反など。

- Pallas S.A. Confections 11/27/12

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2012/ucm344586.htm>

菓子の表示違反（1 回当たりの喫食量、食品添加物、ビタミン C の栄養強調表示など）。

- Foremost Foods International, Inc./Seafood City 3/13/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm344602.htm>

魚種の誤表示。

- Lodato Gennaro & C S.p.A. 3/7/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm345041.htm>

アレルギー及び栄養表示などの不備。

- Stardell Farms Inc 3/19/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm344637.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

- Kronebusch Farms, Inc. 3/15/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm344647.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリン。

- Ivy Farms, Inc. 3/4/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm344942.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品スルファメトキサゾール。

- Graham Dairy 2/21/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm343351.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリンとチルミコシン。

- Dream Farms 1/10/13

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/2013/ucm344658.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品ツラスロマイシン。

### 3. 遺伝子組換え植物由来食品についての Q & A

## Questions & Answers on Food from Genetically Engineered Plants

Page Last Updated: 04/01/2013

<http://www.fda.gov/Food/FoodScienceResearch/Biotechnology/ucm346030.htm>

(これまで FDA がレビューした遺伝子組換え植物の数を更新)

---

● 米国環境保護庁 (EPA : Environmental Protection Agency) <http://www.epa.gov/>

### 1. 中毒予防週間に農薬及び化学物質の安全性を確保/毎年農薬や殺菌剤に関係する 145,000 以上の報告が中毒センターに寄せられる

Secure Pesticides and Chemicals during Poison Prevention Week/More than 145,000 reports made each year to poison centers involving pesticides and disinfectants

03/18/2013

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/e1da9aa90da3285485257b32004e84fc!OpenDocument>

3月17～23日は、全国中毒予防週間である。EPAは保護者に対し、農薬及び他の家庭用化学物質を子どもの手の届かない鍵のかかった棚に保管するよう強く要請する。

毎年5才未満の65,000人の子ども達が事故で農薬に暴露され、そのうち10,000人以上は殺鼠剤が関係する。

90%以上の中毒事故は家庭で発生している。中毒は予防できる。簡単な助言を示す。

- ・農薬や他の化学物質は、常に鍵のかかった棚に保管する。
- ・殺鼠剤から子どもやペットを守るために、開封できない餌入れを使用した製品を用いる。
- ・家の中に中毒の起こる余地がないか点検する。
- ・子ども用安全容器は使用後にしっかりと閉める。
- ・農薬や家庭用化学物質を食品や飲料容器と間違われるようなものには入れない。
- ・電話機に中毒センターの電話番号を登録する。

\*家の中のチェックリスト : Poison-proof Your Home: One Room at a Time Checklist

<http://www.epa.gov/pesticides/factsheets/roombyroom-checklist.htm>

### 2. EPAは2013年のリスク評価対象化学物質を発表、広く使用されている難燃剤に重点を置く

EPA Announces Chemicals for Risk Assessment in 2013, Focus on Widely Used Flame Retardants

03/27/2013

<http://yosemite.epa.gov/opa/admpress.nsf/bd4379a92ceceac8525735900400c27/c6be79994c3fd08785257b3b0054e2fa!OpenDocument>

有害物質規制法（TSCA : Toxic Substances Control Act）作業計画の一環である。

20 種の難燃剤の評価を開始し、そのうち 4 種については完全リスク評価を行う。さらに他の 8 種について、完全リスク評価対象の難燃剤とともに、類似の性質をもつものをグループ分けして評価している。

\* 詳細 : TSCA Work Plan Chemicals

<http://www.epa.gov/oppt/existingchemicals/pubs/workplans.html>

完全リスク評価対象 4 物質は次の通り

- ・ 2-エチルヘキシル エステル 2,3,4,5-テトラブロモ安息香酸(TBB)
- ・ 1,2- エチルヘキシル 3,4,5,6-テトラブロモ-ベンゼンジカルボン酸あるいは (2-エチルヘキシル)-3,4,5,6 テトラブロモフタル酸(TBPH)
- ・ トリス(2-クロロエチル) リン酸 (TCEP)
- ・ ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)

難燃剤以外には、オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4); 1-ブロモプロパン、 1,4 ジオキサンの 3 化合物のリスク評価を開始する。

### 3. EPA は新規発電所の水銀及び大気中汚染物質基準を更新

EPA Updates the Mercury and Air Toxics Standards for New Power Plants

March 28, 2013

<http://epa.gov/mats/actions.html>

EPA は水銀及び大気中汚染物質基準（Mercury and Air Toxics Standards : MATS）のもと、新規の発電所に対する排出基準を更新した。水銀、ヒ素、酸性ガス、ニッケル、セレン及びシアン化物などの新基準により、毎年 11,000 人の早期死亡及び 4,700 件の心臓発作を予防するだろうとしている。

---

### ● 米国消費者製品安全委員会（CPSC : Consumer Product Safety Commission）

<http://www.cpsc.gov/>

#### 1. CPSC 及び ACCC は液体洗剤パックの中毒の危険性に警告

CPSC and ACCC Warn of Poison Dangers with Liquid Laundry Packets

March 21, 2013

<http://www.cpsc.gov/en/Newsroom/News-Releases/2013/CPSC-and-ACCC-Warn-of-Poison-Dangers-with-Liquid-Laundry-Packets/>

米国 CPSC 及びオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、保護者に対し、液体洗剤パック（写真：本ウェブサイトを参照）による危険に家族が暴露されないよう緊急に対応することを強く求める。米国及びオーストラリアで事故報告があり、CPSC では子ども及び成人の 500 以上の事例報告を受けている。特に、子どもが洗剤を飲み込んで意識不明、

嘔吐、眠気、喉の腫れ、呼吸困難などを生じ、治療が必要になっている。目に入り、一時的失明なども報告されている。見た目が子どもにとって魅力的な液体洗剤パックに関連する相談が短期間で急増している。

---

● アメリカ会計検査院 (US GAO: United States Government Accountability Office)

<http://www.gao.gov/>

1. ダイエタリーサプリメント

FDA は製品の監視のために健康問題報告の利用を拡大できる

DIETARY SUPPLEMENTS

FDA May Have Opportunities to Expand Its Use of Reported Health Problems to Oversee Products

March 2013

[http://www.nutriwatch.org/09Reg/gao\\_supplements\\_2013.pdf](http://www.nutriwatch.org/09Reg/gao_supplements_2013.pdf)

2008年から2011年にかけて、FDAはダイエタリーサプリメントに関する有害事象報告を6,307件受け取っている。71%は法律により定められた重大有害事象についての企業からの報告で、多くは複数成分を含むダイエタリーサプリメントの使用と関連するものである。FDAは全ての有害事象を報告されているわけではない。中毒情報センターは、同時期に、FDAよりさらに1,000件以上多いダイエタリーサプリメントに関連する有害事象の報告を受け取っている。FDAは消費者保護のためにこれら有害事象報告を一部活用しているが、さらに拡大できるであろう。

---

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. ファクトシート：オーストラリアの食品の安全性は誰の責任か？

Who is responsible for food safety in Australia?

March 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/scienceandeducation/factsheets/factsheets/whoisresponsiblefor5832.cfm>

オーストラリアでは、国民を安全でない食品の暴露から守るための包括的コントロール

が行われている。その中には、オーストラリア・ニュージーランド食品基準があり、州や地方政府、輸入食品については農業林業水産省が執行している。

食品規制システムには政府で 3 つのレベルがあり、各レベルの政府が公衆衛生及び安全性を守る役割を果たしている。

- ・連邦政府（保健・高齢化問題省 DoHA、FSANZ、農林水産省 DAFF）
- ・州・地域政府
- ・地方政府

食品表示については、オーストラリア消費者法に基づきオーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）が関与する。

## 2. 食品基準通知

Food Standards Notification Circular

19 March 2013

<http://www.foodstandards.gov.au/foodstandards/changingthecode/notificationcircularchurrent/notificationcircular5829.cfm>

新規申請

- ・(A1081) 除草剤耐性大豆イベント SYHT0H2
- ・(P1026) アレルゲンとしてのルーピン

認可及びフォーラム通知

- ・(A1069) トマト及び唐辛子の照射
- ・(A1074) 乳児用調整乳の L-ヒスチジン最小量

その他

- ・Standard 1.4.2 改正：最大残留基準

---

● オーストラリア農薬・動物用医薬品局 (APVMA : Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority) <http://www.apvma.gov.au/>

## 1. オーストラリアにおけるネオニコチノイド及びミツバチの健康

Neonicotinoids and honey bee health in Australia

March 2013

[http://www.apvma.gov.au/news\\_media/chemicals/neonics.php](http://www.apvma.gov.au/news_media/chemicals/neonics.php)

2012 年 8 月、APVMA はオーストラリアにおけるネオニコチノイド殺虫剤の使用が、他の殺虫剤に比べてリスクが大きいかどうかを知るためのレビューを行うと発表した。また現在要求している殺虫剤の試験がネオニコチノイドのミツバチへの影響をみるのに適切かどうかについてもレビューしている。

このレビューの一環として、APVMA は、現在殺虫剤の試験として要求しているデータが、ネオニコチノイド及び他の殺虫剤がミツバチや他の授粉媒介昆虫に与える微細な影響の可能性に関する科学的懸念に適切に対応しているかどうかについての助言を独立的専門家へ依頼した。さらに、ミツバチ保護に関する文章が現在添付されている農薬への助言、及びその文言の整合性についても助言を求めた。依頼していた助言が提供され、その中に APVMA のレビューについて 5 つの勧告が含まれている。

- ・ 殺虫剤のミツバチ及び他の授粉媒介昆虫への暴露及び影響についての知識を向上させる利用可能なあるいは開発中の試験法について検討し、それが APVMA のガイドラインに反映されるようにすること。
- ・ オーストラリアにおける授粉媒介昆虫の適切な保護目標を設定し、その目標と提出すべきデータ及びリスク評価を関連づけること。
- ・ オーストラリア製品に表示されているミツバチ保護に関する文言の不一致をレビューすること。
- ・ 最初の 3 項目については関係者ワークショップを行うこと。
- ・ 殺虫剤の授粉媒介昆虫への影響を知るための追加研究をより良く理解するために、既に申請の際に提出されている大量のデータを評価すること。

さらに EFSA の報告書のレビューなどもあわせ、APVMA は 2013 年半ばに報告書案を発表する予定である。

---

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告 Paiyouji ナチュラル痩身カプセル

Paiyouji natural slimming capsules

19 March 2013

<http://www.tga.gov.au/safety/alerts-medicine-paiyouji-130319.htm>

TGA による検査の結果、“Paiyouji ナチュラル痩身カプセル” から非表示のシルデナフィル及びフェノールフタレインが検出された。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

---

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 違法医薬品に警告

## Warning issued on illicit medicine

March 21, 2013

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130321\\_194821.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130321_194821.shtml)

衛生署は、消費者に対し非表示の医薬品を複数含む可能性のある CO Feng Shi Gu Tong Ning Jiao Nang を使用しないよう助言する。83 歳の女性が、当該製品を使用して副腎不全で入院した。検査の結果、プレドニゾン、ジクロフェナック、イブプロフェン、ヒドロクロチアジド、メトクロプラミド及びトリメトプリムが検出された。当該製品の写真是本ウェブサイトを参照。

## 2. 痩身用製品を購入しないよう強く要請

Public urged not to buy slimming product

March 26, 2013

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130326\\_170332.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130326_170332.shtml)

衛生署は非表示の禁止薬物を含む Conting Qianweisu 痩身ハーブカプセルの購入及び使用しないよう要請する。23 歳の女性が、当該製品の過剰摂取により 3 月 16 日に錯乱及び幻覚を呈して入院した。検査の結果、シブトラミン及びフェノールフタレインが検出された。当該製品の写真是本ウェブサイトを参照。

## 3. 食品に警告

Alert issued on food products

March 26, 2013

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130326\\_184214.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130326_184214.shtml)

食品安全センターは、Korean soybean paste のピーナッツ非表示、Nestle Kit Kat Chunky Collection Giant Egg のプラスチック破片混入の可能性を受けて、消費者に対し摂取しないよう助言した。

## 4. 2 食品が安全性検査に不合格

2 foods fail safety tests

March 28, 2013

[http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130328\\_144622.shtml](http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2013/03/20130328_144622.shtml)

食品安全センターによると、2 月は 7,100 食品検体を調査し、合格率は 99.7%であった。2,100 検体の化学検査、700 検体の微生物検査、4300 検体の放射能検査を実施した。不合格は、菜の花のカルボフラン (1.3 ppm)、グリーンパイアのサルモネラであった。

---

●韓国食品医薬品安全庁 (KFDA : Korean Food and Drug Administration)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

## 1. 食べ物の安全管理で食品の安全大国の具現 2013 年大統領業務報告

企画財政官 2013.03.21

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=1&seq=19971&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、国民の幸福実現の前提条件である食品の安全管理を強化する方策を骨子とする 2013 年の大統領業務報告を、21 日に大統領府迎賓館で行った。

今回の業務報告は、「国民幸福、希望の新時代」という朴槿恵政府の国政ビジョンのもと、食品医薬品安全庁が掲げた 4 大公約を盛り込んでいる。4 大公約は、食品の安全管理一元化のために省庁間の隔たりを取り除き、国民一人一人の幸福を実現するという大統領の強力な実践意志を反映した。

### <国内外の不良食品、排除>

- ・ 汎政府不良食品根絶推進団は、過去の不良食品の事例を分析した上で集中監視を強化し、地方庁、農産物品質管理院、地方自治体と合同取り締まりを強化
- ・ 刑罰の強化
- ・ 輸出国の現地実態調査を拡大

### <子供たちの食生活の安全>

- ・ 子供の保護地域 (School zone) 及び子供食品安全保護区域 (Green food zone) を統合し、学生の安全地域 (Safe zone) へ改編 (2013 年)。学校周辺 200 m 以外に遊園地などを子どもの保護地域指定に拡大、学校周辺の文房具店等で食品販売行為を禁止、学校周辺のスーパー、コンビニエンスストア、うどん店、レストランなどは「優秀販売店」の指定促進と段階的義務化を推進 (2014 年以降)
- ・ 乳幼児食品をトレーサビリティ品目に指定するモデル事業の実施 (2013 年 6 月)・義務化 (2014 年)
- ・ 子ども嗜好食品に段階的 HACCP 義務適用の実施 (2014 年以降)
- ・ 「学校給食電子調達システム」を活用して、食中毒拡大早期対策 (2013 年 10 月)
- ・ 50 人未満の保育所等の栄養管理及び低所得層の供給管理をサポートするための子ども給食管理支援センターの設置を拡大：22 ヶ所 (2012 年) →100 ヶ所 (2017 年)

### <国民安心体感指数を高める>

- ・ 10 機関に分散されている食品の安全性情報を統合管理し (2014 年)、構築された統合食品安全情報網をもとに、食品のリスク情報を天気予報のように毎日予報して緊急時の有害食品を警報するシステムの導入 (2014 年以降)
- ・ 国民に食品安全情報ワンストップサービスを提供し、省庁間の食品リスク情報共有と企画監視機能の強化
- ・ レストランの衛生等級を看板及びドアに掲載し、衛生点検の結果で不十分な点をホームページに公開する「レストランの衛生等級制」の導入 (2013 年 12 月)
- ・ 食品用と非食品用に混用されている容器類について、「食品用」を区別・表示するよう表示基準を改善 (2013 年 11 月)
- ・ インターネット商取引の管理強化のための「食品販売仲介業」の新設 (2013 年 6 月)、

購買代行・通信販売する者が輸入製品を国内に搬入する場合に製品の安全性検査を受けるよう義務付け

- ・医薬品副作用被害救済モデル事業の実施（2013年）、関連団体が医薬品の副作用補償センターの設立（以下医薬品）

#### <国民が直接参加し、評価>

- ・消費者・製造者の認識・行動を変える「不良食品根絶キャンペーン」開催、子ども・学生・主婦を対象に「不良食品根絶運動」を消費者団体、マスコミなどと共同で展開、不良食品政策に関する広範な意見や提案を募集するためのオンライン「国民提案センター」の設置、小学校保護者などが直接参加する市民監視団の発足（2013年4月）などにより、官民合同で取り締まりを実施
- ・消費者5人以上、消費者団体長などが衛生検査を直接要求できるように、消費者衛生点検の要求改善（2013年5月）、合同取り締まり・検査など希望する消費者を参加させる方法で消費者衛生点検の参加制の導入拡大（2013年12月）
- ・国民への窓口一本化（2014年）、広報専門家・心理学者・消費者団体・関係省庁等が参加する官民合同リスクコミュニケーション改善協議体の構成（2013年4月）

食品医薬品安全庁は、国民中心、現場中心の緻密で透明な管理によって不良食品根絶など食品・医薬品の安全大国を成し遂げ、国民の幸福の新しい時代を開いていく先導的な役割を果たすと発表した。

## 2. 日本の原発関連への食品医薬品安全庁の対応と管理の動向 [45]

輸入食品課/危害情報課 2013.03.20

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=1&seq=19953&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、日本の宮城県産の米について2013年3月20日から暫定輸入中断措置対象とする。この措置は、日本政府が摂取または出荷制限対象とした品目を、韓国の暫定輸入中断措置対象に含めることにして以来39番目に追加されたものである。宮城県産米が2011年3月以降に韓国へ輸入された実績はない。

## 3. 食品医薬品安全庁、黄砂対策分野の安全管理情報の提供！

食品管理課 2013.03.18

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=1&seq=19930&cmd=v>

食品医薬品安全庁は、今年は例年より黄砂が頻繁に発生すると予測されるため、食品保管要領、コンタクトレンズ及び目薬の使用時の注意事項、黄砂防止用マスクの使用要領等、黄砂対策分野の安全管理情報"を提供する。

黄砂は、微細砂・ホコリに重金属、ウィルス、微生物などを含んでおり、食品汚染の懸念が大きいため、より徹底した食品取扱い及び安全管理が要求される。

#### <食品保管時の注意事項>

梱包されていない果実・野菜及びナッツは、プラスチック袋や密閉容器に保管し、おかず

など残った食べ物も蓋をして保管する必要がある。白菜、大根などキムチの材料は、外部と遮断された場所に保管し、使用前にきれいな水で十分に洗うようにする。麴、唐辛子など自然乾燥食品は、黄砂によって汚染されないように梱包をしたり、密閉された場所に保管する。

#### <食品摂取時の注意事項>

体中に入った重金属などの有害物質を排出しやすくするため、水をよく飲むこと。重金属などの有害物質の含有量が高くなることもあり、地下水はなるべく飲用しないこと。梱包されていない果実・野菜は、2分間水に浸した後、流水で30秒間洗い、必要に応じて洗剤（野菜用、果物用）を用いて洗浄する。路上や屋外調理食品は、黄砂汚染の可能性が高いので、なるべく子ども達が喫食しないように指導することが望ましい。

#### <調理注意事項>

調理前に手をきれいに洗い、鍋・フライパン・スプーンは使用前に再度洗浄するのが良い。外気が台所へ入らないように窓を閉めて調理し、調理された食品は蓋又はラップで包装して保管する。（以下略：コンタクトと目薬について）

## 4. 食品医薬品安全庁、「汁のない日」宣布！

栄養政策課 2013.03.13

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=56&pageNo=2&seq=19905&cmd=v>

－減塩汎国民参加週間記念式典開催－

食品医薬品安全庁は、ナトリウム啓発週間（3.11～15）を迎えて、3月13日を「汁のない日」と宣布して毎月第3水曜日を「汁のない日」に指定し、汁からのナトリウム摂取量を減らす方針だと発表した。

「汁のない日」は、韓国国民に対し、汁、チゲ、麺類などスープ料理由来のナトリウム摂取量が多いことを伝え、汁の摂取を減らす食生活へ改善するためのキャンペーンである。

※「汁のない日」：毎月第3水曜日は、汁なしメニューを提供するという意味である。今回のイベントは、食品企業及び大型給食業者が参加し、各会社の加盟食堂は昼食で汁の代わりにおこげやフルーツジュースなどの代替メニューを提供する。

韓国国民の75%が汁を好み、毎食食べる食習慣があり、汁からのナトリウム摂取を減らしていく食生活の変化が必要である。

ナトリウム啓発週間を記念して、第1回「減塩汎国民参加週間記念式典」も同日、ソウル市中区のソウルプラザホテル、ソウル広場で開催される。行事の主な内容は、▲減塩運動本部1周年の活動報告と計画を発表、▲ナトリウムキャラクター公募展授賞式、▲市民参加行事（ソウル広場）などで各界の専門家と減塩広報大使が参加する予定である。また、市民が参加できる行事として、▲外食産業減塩街頭キャンペーン（3.14）、▲低塩料理本の出版記念料理試演会（3.15）などが開催され、各自治体別の地域の特性に合った多様なナトリウム削減キャンペーン（3.11～15）が繰り広げられる予定である。

食品医薬品安全庁は、今回の「汁のない日」宣布及び「減塩汎国民参加週間」で減塩に

対する国民の認識がさらに高まるものと期待する。これまで、韓国国民のナトリウム摂取低減化のための食品業界及び自治体の自発的な参加、並びに集中的広報を実施してきた結果、全国的に国民が減塩について認識し、2011年を基点に韓国国民のナトリウム摂取量が大幅減少した。

※韓国国民ナトリウム1日平均摂取量：2010年4,878 mg→2011年4,831 mg

---

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

台湾行政院衛生署食品藥物管理局、市場及び包装場の農産物中の残留農薬について検査結果を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03770280369>

台湾行政院衛生署、「残留動物用医薬品基準」の改正案を公表、意見募集を開始

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03770370361>

スペインのカタルーニャ州食品安全機関(ACSA)、ACSA ニュース 88号を公表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03770930373>

スイス連邦保健局(BAG)、塩分摂取量低減戦略 2013～2016年を発表

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu03770950322>

ProMED-mail

● アフラトキシン、トウモロコシ、ミルク EU

Aflatoxin, maize, milk – EU

2013-03-25

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130325.1601564>

[1] Germany ex Serbia

–Date: 7 Mar 2013 Source: The Local [edited]–

ドイツ西部の農場由来の乳から、高濃度アフラトキシンが検出された。当局はセルビアから輸入した飼料の汚染を疑っている。汚染源のセルビアから輸入された1万トンのトウモロコシはLower Saxonyの3560の農場へ配達され、そのうち938が酪農である。

[2] Serbia

–14 Mar 2013 Source: b92 [edited] –

農業大臣 Goran Knezevic はアフラトキシン問題に愕然としている。Knezevic 大臣はこの問題は3つの圧力団体によるものだと非難している、「有害なトウモロコシ」で儲けようとする輸入業者と、GMOの推進者と、農村及び農家に問題を起こしたい一部の人達である。

### [3] Serbia

－7 Mar 2013 Source: B92 [edited]－

ミルク検体の 69.75%のアフラトキシン濃度が高かったという分析結果を受けて、農業大臣は規制の改正作業を開始した。

セルビア及びバルカン西部諸国の乳製品のアフラトキシン濃度が高いことは、2 月半ばに発見された。セルビア政府は「乳生産業者を守るために」乳中のアフラトキシン規制値を 0.05  $\mu\text{g}/\text{kg}$  (EU 規制値) から 0.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  へ引き上げた。農業大臣は、これを数日以内に元に戻し、「徐々に履行」することを検討するとした。農業大臣は、販売されている乳は安全で、アフラトキシン問題は政治的なものだと繰り返している。

### [4] Netherlands ex Romania, Serbia, Hungary

－22 Mar 2013 Source: Blackseagrains－

ルーマニア及びオランダでも乳及び動物用飼料からアフラトキシンが検出された。オランダ農業団体は、地元以外のトウモロコシ及び飼料を使用しないよう警告している。アフラトキシンは家畜にとって致命的で、ヒト及び動物の発がん物質であると考えられている。昨夏のような熱く乾燥した夏にはアフラトキシン濃度が高くなる。オランダの食料保障機関 NVWA は、ルーマニア及びセルビアから輸入した飼料について高濃度アフラトキシンを検出している。一方、ルーマニア当局は、地元、ハンガリー及びセルビアの乳のアフラトキシンを検出している。ハンガリー産の飼料からも高濃度アフラトキシンが検出されている。

### [5] Europe

－Date: 14 Mar 2013 Source: Romer Labs [edited]－

欧州委員会の RASFF は、欧州産のトウモロコシのアフラトキシン B<sub>1</sub> について 2012 年秋以来 10 件の通知を報告している。2001 年から 2011 年の 10 年間で、トウモロコシのアフラトキシンに関する報告は合計で 9 件であった。これまでアフラトキシンは主に「輸入品の問題」だった。しかし地球温暖化のため、かび毒は欧州へ進出している。欧州南部は *Aspergillus* の増殖に好ましい条件になり、将来、欧州産のアフラトキシンが問題となると考えられる。食品及び飼料産業は、この新しい問題に取り組むためのリスク管理を採用しなければならない。汚染トウモロコシは、欧州南部のブルガリア、ギリシャ、ルーマニア、セルビア、イタリアに由来する。アフラトキシン B<sub>1</sub> の平均濃度は 59.28 ppb で、セルビア産のものが最大で 204 ppb であり、飼料中の最大許容量の 10 倍である。EU の飼料中アフラトキシン B<sub>1</sub> 規制値は 20ppb であるが、食品では 5ppb である。

アフラトキシン B<sub>1</sub> は地球上に存在する最も強力な発がん物質のひとつで、例えば農薬より 100 倍は毒性が高い。アルゼンチン、ブラジル及び米国のような主要トウモロコシ輸出国は、アフラトキシンのリスクを管理するためのシステムを開発してきた。欧州もこれらを参考に新しいシステムを採用すべきである。

### ● 麦角、大麦 ニューージーランド (北島)

Ergot, barley - New Zealand: (North Island)

2013-03-25

<http://www.promedmail.org/direct.php?id=20130325.1601562>

—Date: Thu 14 Mar 2013 Source: Manawatu Standard [edited]—

最近の10年以上で最大の麦角アウトブレイクにより、ニュージーランド最大の麦芽製造工場が一部の大麥の受け入れを拒否している。北島の Rangitikei 及び Manawatu で被害が大きく、Rangitikei では農家の25%が影響されている。南島は、影響がない。

以上

---

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室